

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	違反煙突等工事における緊急時の停止命令								
根拠法令及び条項	建築基準法第88条第1項								
所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">関係条項</td> <td style="padding: 5px;">建築基準法第9条第10項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基準 (未設定の場合はその理由)</td> <td style="padding: 5px;">未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">参考事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設定等年月日</td> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）</td> </tr> </table>	関係条項	建築基準法第9条第10項	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）	参考事項		設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
	関係条項	建築基準法第9条第10項							
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）							
	参考事項								
設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）								